

**さいたま市 循環型社会形成推進地域計画
(第2次計画)**

さいたま市

平成25年1月15日

平成26年1月15日 改定

平成26年12月26日 改定

平成28年12月27日 改定

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	さいたま市
面積	217.49 k m ²
人口	1,237,926 人 (平成 23 年 10 月 1 日現在)

(対象地域図：添付資料 1)

(2) 計画期間

本計画は施設計画等を踏まえ、全体計画期間を平成 18 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日までとし、第 1 次計画を平成 18 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日、第 2 次計画を平成 25 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日、第 3 次計画を平成 32 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日とする。

本計画は第 2 次計画であり、平成 25 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 7 年を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

さいたま市は、平成 13 年度に「さいたま市環境基本条例」を制定し、持続的発展が可能な循環型社会の構築に向けて、「環境と共生し、自然と調和した豊かな環境を将来に継承する」「環境負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を目指す」「全ての人々が公平な分担と連携で取り組む」を基本理念としている。

また、「一般廃棄物処理基本計画」を平成 15 年 3 月に策定し、平成 17 年度に岩槻市との合併に伴い同計画の見直しを行ったが、見直しから 5 年以上が経過し、一部の数値目標を既に達成していることや、処理施設の老朽化により今後の整備のあり方を再検討する必要が生じたことから、平成 23 年度に第 2 回目の見直しを行った。

平成 23 年度に見直した計画は「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」を基本目標とし、その基本目標達成のための基本的方向として「資源循環型社会経済システムの確立」と「資源循環型廃棄物処理システムの確立」を掲げ、ごみの発生抑制を重視した 3 R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を推進し、環境負荷の小さな循環型社会（ごみの発生を抑制し、資源が円滑に循環する体制・システム）の構築を目指すこととしている。

なお、近年の具体的な推進内容としては、平成 22 年 10 月より他区と統一されていなかった岩槻区の分別項目に「食品包装プラスチック」を追加するとともに、コンテナ収集から袋収集に変更することで、10 区での統一化を図っている。また、既存焼却施設の老朽化の状況、熱回収設備の有無等を考慮し、「クリーンセンター大崎第一工場」と「岩槻環境センター焼却施設」の代替施設として、市内南西ブロックに新クリーンセンターを整備することとし、現在事業が進められている。

そして今後も、既存施設の老朽化や新たな最終処分場の確保が困難な地理的事情などの問題を解消するため、ごみ発生量と地理的なバランスを考慮した施設配置と、効率的な処理・処分を目指すこととしている。

なお、「めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」のため、循環型社会の構築に向けたふたつのシステムづくりにおいて提案する施策は、全ての人々が公平な分担と連携で取り組む必要があるため、市民・事業者・市のパートナーシップにより、効率的かつ効果的に推進していく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、429,700 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 95,753 トン、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は 22.3% である。

中間処理による減量化量は 302,645 トンであり、計画処理量に対し 73.0% が減量化されている。また、7.6% に当たる 31,302 トンが埋め立てられている。

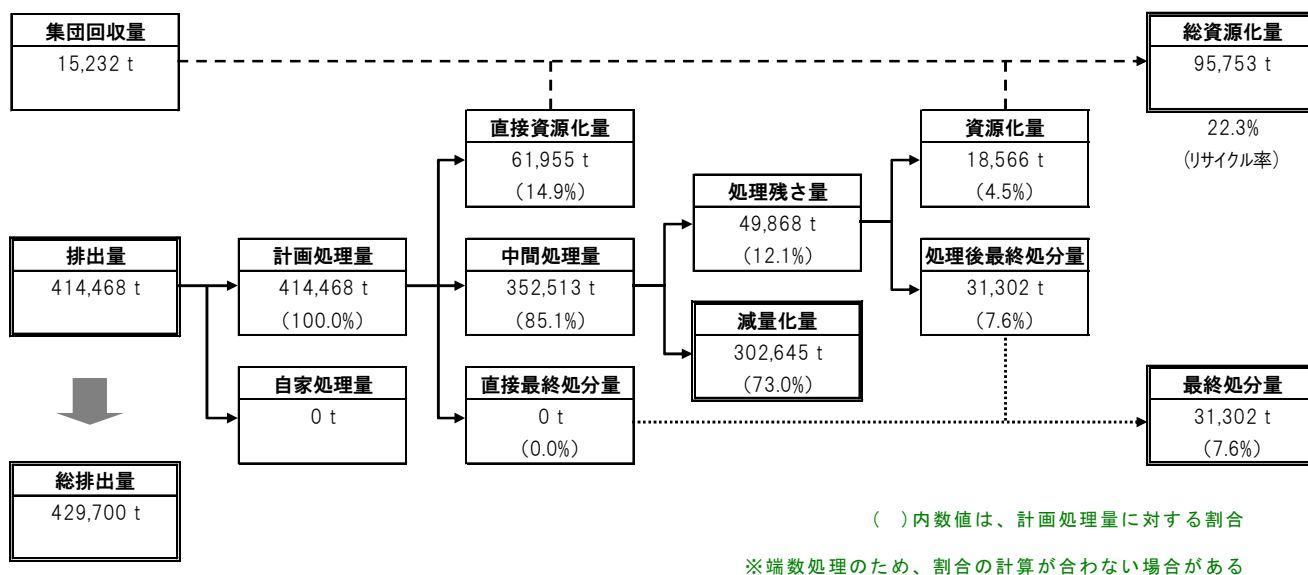


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

【図 1 における語句の定義】

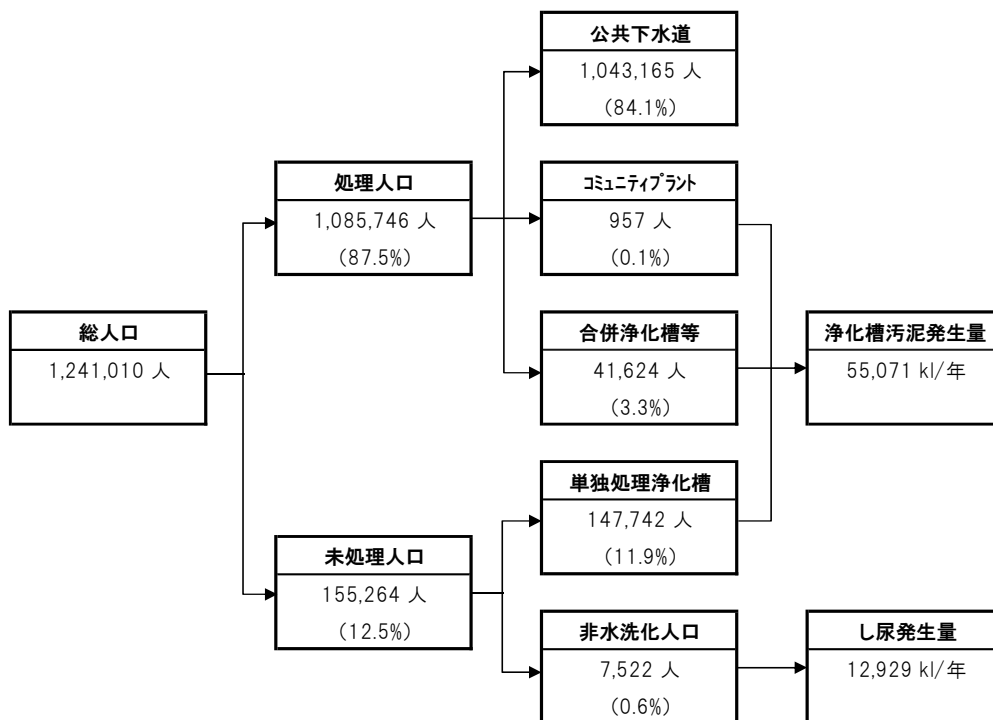
語句	本計画での定義	第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画における対応数値
減量化量	総排出量－総資源化量－最終処分量	(中間処理における減量化量＝) 総排出量－再生利用量－最終処分量
中間処理量	総排出量－集団回収量－直接資源化量 －最終処分量	－
総資源化量／ 再生利用量	(総資源化量＝) 集団回収量＋直接資源化量＋資源化量	(再生利用量＝) 資源化量＋有効利用量
資源化量	総資源化量－集団回収量－直接資源化量	有効利用量
直接資源化量	総排出量－集団回収量－中間処理量 －直接最終処分量	資源化量－団体資源回収量

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度末における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである（平成 24 年 3 月 31 日現在）。

生活排水処理対象人口は全体で 1,241,010 人であり、水洗化人口は 1,085,746 人、汚水衛生処理率 87.5% である。

し尿発生量は 12,929k1/年、浄化槽汚泥発生量は 55,071k1/年であり、処理・処分量（＝収集運搬量）は 68,000k1/年である。



※端数処理のため、割合の計算が合わない場合がある

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度末）

(3) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型を主とした社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

(ごみ処理目標の設定に関するグラフ：添付資料 2)

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現 状 [割合 ^{※1}] (平成23年度)	目 標 [割合 ^{※1}] (平成32年度)
排出量	事業系 総排出量	108,809 トン	88,540 トン [-18.6%]
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.4 トン/事業所	2.0 トン/事業所 [-16.7%]
	家庭系 総排出量	305,659 トン	279,521 トン [-8.6%]
	1人当たりの排出量 ^{※3}	549 g/人・日	498 g/人・日 [-9.3%]
合 計 事業系家庭系排出量合計		414,468 トン	368,061 トン [-11.2%]
再生利用量	直接資源化量	61,955 トン [14.9%]	62,064 トン [16.9%]
	総資源化量	95,753 トン [23.1%]	102,174 トン [27.8%]
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	76,165 MWh	124,192 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	302,645 トン [73.0%]	260,684 トン [70.8%]
最終処分量	埋立最終処分量	31,302 トン [7.6%]	20,856 トン [5.7%]

※ 1 排出量は現状（平成 23 年度）に対する削減割合、その他は排出量に対する割合

※ 2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

・事業所数は過去の実績と今後の傾向予測に基づく推計より、

H23 : 43,629 所(推計)、H32 : 43,184 所(推計)とする。

※ 3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口) / 365 日

《指標の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）[単位：トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

注) 目標年度の発電量は、各施設への搬入計画量と、既存施設のごみ t あたり発電実績及び新 CC のごみ t あたり発電計画値から算出した。

減量化量 : 中間処理量と処理残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量 : 埋立処分された量 [単位：トン]

人 口 : H23 : 1,237,926 人(実績 : 10/1 現在)、H32 : 1,225,296 人(推計 : 10/1 現在)とする。

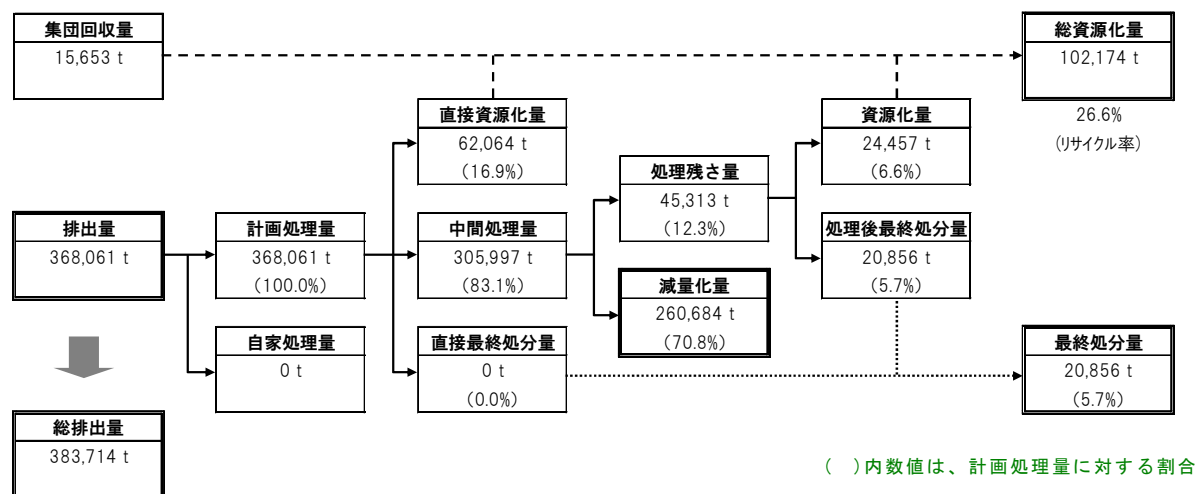


図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 32 年度）

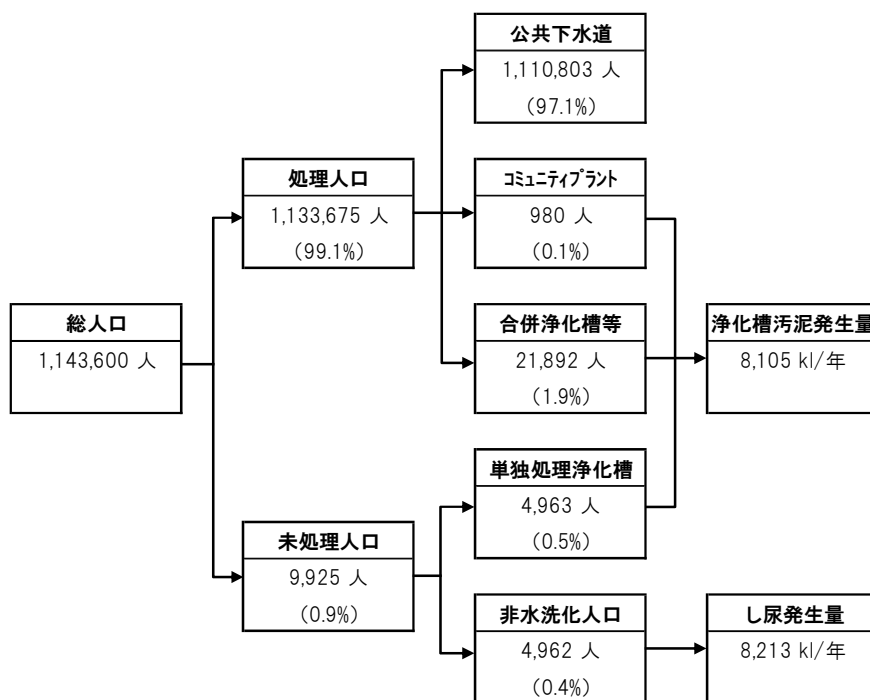
(4) 生活排水処理の目標

市内における生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進などを図ることで、循環型社会の実現を目指すこととし、目標量については、表 2 のとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

(し尿、汚泥処理目標の設定に関するグラフ：添付資料 3)

表 2 し尿処理の現状と将来

項 目		現 在 (平成23年度末)	目標年次 (平成32年度末)
処理形態別人口	公共下水道	1,043,165 人 [84.1%]	1,110,803 人 [97.1%]
	コミュニティプラント	957 人 [0.1%]	980 人 [0.1%]
	合併処理浄化槽	41,624 人 [3.3%]	21,892 人 [1.9%]
	単独処理浄化槽	147,742 人 [11.9%]	4,963 人 [0.5%]
	し尿汲み取り	7,522 人 [0.6%]	4,962 人 [0.4%]
合 計		1,241,010 人	1,143,600 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	12,929 kl	8,213 kl
	浄化槽汚泥量	55,071 kl	8,105 kl
	合 計	68,000 kl	16,318 kl



※端数処理のため、割合の計算が合わない場合がある

図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成 32 年度末）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

家庭系ごみの有料化は、処理費用の負担の公平が図られ、ごみの発生抑制や減量意識の向上等に有効な手法だが、市民の合意形成が重要であり、市民から幅広く意見を求めながら、有料化制度のあり方について検討することが必要である。

そこで本市では、平成 22 年度に「一般廃棄物処理基本計画の改定に伴う市民意識調査」を実施したが、景気が停滞しているなか、ごみ減量化が進んでいる状況において市民負担を増やす有料化に踏み切るとは困難なことから、当面は他の減量施策を優先するが、一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度における数値目標の達成状況によっては、計画後期において、市民意見等を勘案しつつ、家庭系ごみの有料化について再検討することとする。

また、事業系ごみについては、有料で市の処理施設への自己搬入及び許可業者による搬入を認めているが、今後は社会経済状況や近隣自治体の手数料との均衡も勘案しつつ、ごみ処理コストの情報提供を行い、適正な処理手数料について検討を行うこととする。

イ 環境教育、普及啓発、助成

① 環境教育と啓発活動による意識改革の推進

a 環境教育・環境学習の推進

ごみや資源に対する意識を高めるためには、子供の頃からの環境教育が大切であり、ごみの減量やリサイクルの大切さを学ぶ機会を多く作るため、学校等で環境教育を行うことが大切である。

また、社会人に対しても、環境負荷の小さな循環型社会の構築について、継続的・体系的に学習する機会と場所を提供し、循環型社会を目指したライフスタイルへ転換する意識を高めていく。

さらに、今後は個々の事業を活性化させるとともに、事業の拡大に向けた方策を検討する。

b NPO・ボランティア団体等のネットワーク作り

地域での自主的なごみ減量・リサイクル・環境美化等の取組を今以上に推進するためには、自治会やNPO等活動団体の連携が不可欠であり、交流の場作りや情報の交換等を通して活動のネットワークを図ることが望まれる。

また、リサイクル活動等に参加する団体等の交流の場を設定することにより、自発的な活動の誘起や新たな施策・対策の提案の可能性が生まれる。

さらに、今後は地域間の取組の差を改善していくとともに、より一層の積極的な取組を推進する。

c PR事業の推進

環境保全を図り、資源循環を推進するためには、市民・事業者一人ひとりがごみの発生・排出抑制及びリサイクルを心がけることが大切であるため、積極的にごみ減量・リサイクルに関するPR活動を進める。

また、活動の全体的な活性化を図り、市が行うPR事業への参加者・参加団体の増加を目指す。

② ごみの発生を抑制する活動の推進

a 家庭での発生・排出抑制

市民が「ごみとなるものを出さない」意識を持ち、ライフスタイルの転換を心がけるために必要な支援を行う。

また、家庭ごみの大半を占める生ごみについては、水切りの徹底による重量軽減や堆肥化による自家処理を積極的に進めるため、「生ごみ処理容器等購入費補助事業」等を引き続き実施するとともに、生ごみの水切りの効果や必要性について広く周知・啓発する。

b 事業所での発生・排出抑制

事業系ごみについては、事業者に自己処理責任がある。

そこで本市では、大規模事業所に対しては、減量等計画書の提出や立入調査により、発生・排出抑制の指導を行い、中小規模の事業所に対しては、ダイレクトメールを送付し、事業系ごみの適正処理やリサイクルの推進についての啓発を今後も継続的に推進する。また、容器包装等の商品の流通・販売に伴い発生するごみ（資源物）については、店頭回収等の事業者による自主回収の拡大を推進する。

さらに、廃棄物の発生抑制や容易なりサイクルにつながる商品、サービス等の製造・販売及び提供は、ごみの発生抑制に資するとともに、事業所における経営効率の改善や、CSR（企業の社会的責任）の促進にもつながることから、「さいちゃんのパートナーシップ宣言事業」を実施し、事業活動への取組に対する必要な支援を今後も検討する。

c 庁舎等市の施設での発生抑制

電子市役所の構築によるペーパーレス化の促進などにより、庁舎等の市の施設でのごみの発生抑制に努める。

③ 再使用及び再生品利用の推進

a 再使用の促進

不用品交換の情報提供やリサイクルマーケットの支援等により、ごみとして出さずに再使用することを推進する。特にイベント時などにおけるリユース食器の使用や市民へのリターナブル容器の使用を呼びかけ、その普及促進を図る。

b 再生品利用の推進

資源回収を推進する際に最も大切なことは、再生品の有効利用先を確保であり、リサイクルの輪を完成させるために、再生品の需要の拡大を図るとともに、グリーン購入活動の推進を行い、再生紙を使用したコピー用紙やトイレトペーパー等、環境に配慮した物品の使用に努める。

さらに、市は率先した取組を今後も推進していくとともに、市民・事業者への普及啓発を強化する。

④ 市民が進めるリサイクル

a 排出者責任としての分別の徹底

リサイクルの第一歩は、適切な分別にある。本市では、「家庭ごみの出し方マニュアル」（日本語版・外国語版）を毎年作成し、全戸配布や窓口配布等を行い、家庭ごみの分別、適正排出の周知徹底を図っている。

このほか、クリーンさいたま推進員制度*等により、マナー・ルール違反のごみ排出をなくし、分別の徹底を図り、もえるごみの中に依然として含まれている資源物を適正に回収することで、ごみの減量と資源化の拡大を目指す。

※「クリーンさいたま推進員制度」

ごみの減量化と適正な処理を推進するために行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして、自治会からの推薦者に2年間の任期で委嘱している。

<主な活動内容>

- ・ごみの出し方についての啓発活動
- ・ごみ減量の推進とリサイクル活動の参加・協力
- ・地域美化への積極的な取組
- ・不法投棄等の市への連絡

b 地域や家庭におけるリサイクル活動の促進

これまでも、市民が主体となって自主的に団体資源回収が行われてきたが、ごみ問題に対する啓発という意味からも、より多くの市民に参加してもらうことが大切である。

そこで、市民による自主的な資源回収を促進するため、引き続き回収団体に対して回収量に応じた補助を行い、地域コミュニティに支えられた回収活動の拡大を図る。

⑤ 事業者が進めるリサイクル

a 排出者責任に基づく資源回収等の促進

事業者の役割として、再利用の容易な製品や再生品の製造・販売等を促進する。

また、事業者は自らの排出者責任を果たすために、ごみの減量と分別の徹底による資源の回収・リサイクルを行う必要がある。特にダンボールやオフィス古紙等については、既存の回収システム（NPO法人との連携による紙ごみ回収等）を推進するとともに、事業活動に由来する生ごみ・剪定枝等の再生利用可能な廃棄物については、これらの再生利用への取組を支援する。

さらに、拡大生産者責任の考えに基づき、適正処理の困難な廃棄物等について、国に対して事業者自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムが構築されるような法の整備を要望していく。

b 事業系資源物のリサイクルシステムの推進

市では現在、NPO 法人との協働による公共関与のリサイクルシステムを構築し、事業系紙ごみのリサイクルを推進している。

具体的な取組みとしては、NPO 法人「エコシステムさいたま」による事業系資源物のリサイクルルートが構築されており、以下の施設にて紙ごみのリサイクルが行われている。

- ・エコペーパーリサイクルセンター浦和（紙ごみ）
- ・エコペーパーリサイクルセンター大宮（紙ごみ）

今後も、事業系ごみの削減を推進するため、現行のリサイクルシステムの搬入量の拡大を目指す。

⑥ 行政が進めるリサイクル

a 市による資源回収事業の推進

市は平成 22 年 10 月より、岩槻区の分別品目に「食品包装プラスチック」を追加し、10 区で統一した資源回収を実施している。今後も各品目に応じた資源回収を、資源回収業者・資源化処理業者と協働しながら継続して実施する。

b 市施設等での資源回収等の推進

市の施設から排出されるごみについては、市自身が事業者責任を有している。

現在、全ての市施設では資源物の回収を率先しているが、今後も市内の事業者の模範となるよう回収事業を推進する。

また、学校や病院等の公共施設及び公共事業から排出される剪定枝・木くずや生ごみなどについても、民間企業による再生利用を図る。

⑦ 助成制度の推進

a 団体資源回収補助事業

団体活動の活性化と資源物の有効利用を図るため、営利を目的としない団体で事前に登録を行い、積極的に資源物の回収を行った団体に補助金を交付している。

年間 4 回以上及び 2,000kg 以上の資源回収を行った団体に対して、1kg あたり 5 円の補助金を交付している。

b 生ごみ処理容器等購入費補助事業

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、本市では生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を購入した方に、購入経費の一部を補助している。

補助金額は購入価格の2分の1で、上限金額は生ごみ処理容器で4,000円、電気式生ごみ処理機で20,000円としている。

ウ 2R対策（リデュース・リユース）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、及び横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市と構成している「九都県市首脳会議」の廃棄物問題検討委員会減量化、再資源化部会において、マイボトル使用促進事業や容器包装発生抑制事業を継続しており、リデュースやリユースについて事業者と連携し、広域的な啓発活動を実施している。

エ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動等に努める。

(2) 処理体制

ア 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

家庭から排出されるごみのうち、収集所で収集するものについては、「もえるごみ」「もえないごみ」「資源物(2分別)」「有害危険ごみ」の5種類に分別するものとし、直営及び委託により収集している。また、「粗大ごみ」「適正処理困難物」については、委託による戸別収集を実施している。なお、製造・販売業者等による回収システムが整備されているものについては、当該ルートへの排出の徹底・促進を図ることとする。そして資源収集体制については、資源化施設の整備計画にあわせ、今後もより効率的な体制を検討していく。

また、今後の資源物の増加や既存施設の老朽化及び地域偏在に対処するため、新たな資源化施設及び焼却施設として新クリーンセンターを平成26年度を目途に整備し、高効率の熱回収を行う。さらに、老朽化施設の廃止・統廃合を視野に入れた適正かつ効率的な施設整備を行い、将来的な自区内処理を目指し、平成33年度以降に、稼働後27年(平成24年3月現在)が経過している東部環境センター及び稼働後19年(平成24年3月現在)が経過している西部環境センターを合わせて更新することにより、効率性、経済性に優れた4ブロック3施設体制を構築していく。

なお、焼却灰については、最終処分量の抑制を図るため全量資源化を目指す。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物は基本的に、今後も家庭系ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行う。

しかし、全て事業者の責任処理を原則としており、市の処理施設に対しては、有料で自己搬入または収集運搬許可業者による搬入を認めている。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、本市では市の焼却処理施設において、産業廃棄物の一部(紙くず・木くず・繊維くず)を併せて処理しており、今後も継続して「併せて処理」を実施する。

エ 生活排水の処理体制の現状と今後

現状及び今後の処理体制については、添付資料5に示すとおりである。

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、下水道整備計画区域外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進などを図る。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇一般廃棄物について、減量及び再資源化の推進につながる施策を講じる。
- ◇現在整備中の新クリーンセンターを整備することで地域偏在を解消し、高効率な熱回収を行うとともに、効率的な収集運搬システムを目指す。
- ◇中長期的な老朽化施設の廃止・統廃合を視野に入れ、東部環境センター及び西部環境センターの更新施設を合わせて整備することで、効率性、経済性に優れた4ブロック3施設による処理体制を構築する。
- ◇既存熱回収施設について、ストックマネジメントの手法により長寿命化計画を策定し、延命化対策を実施することにより、施設の延命化を図る。
- ◇生活排水の処理について、下水道接続率の向上と合併浄化槽への転換推進などを図る。

(一般廃棄物の分別区分及び処理方法 : 添付資料4)

(処理体制の現状と将来 : 添付資料5)

(3) 処理施設の整備

上記(2)を踏まえた、分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3、4 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全ての事業期間)
1	リサイクルセンター	リサイクルセンター施設整備事業	91t/日	埼玉県さいたま市 桜区新開 4 丁目 1-1	H25~H26 (H18~H26)
2	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設施設整備事業	380t/日	埼玉県さいたま市 桜区新開 4 丁目 1-1	H25~H26 (H18~H26)
3	リサイクルセンター	リサイクルセンター施設整備事業	約 58t/日	埼玉県さいたま市 見沼区膝子 626 番地 1	H25~H31 (H25~H36)
4	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設施設整備事業	約 400t/日	埼玉県さいたま市 見沼区膝子 626 番地 1	H25~H31 (H25~H38)
6	熱回収施設	廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業	450t/日	埼玉県さいたま市 緑区大崎 317 番地	H31 (H31~H35)

※ 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定については、様式 1-3 参照

(整備理由)

- 事業番号 1 鈴谷清掃工場の老朽化及び資源物の増加に伴う処理能力の不足のため
- 事業番号 2 クリーンセンター与野（平成 14 年 3 月廃止）の代替、クリーンセンター大崎第一工場及び岩槻環境センターの老朽化に対応し、効率的な熱回収を可能とし、焼却施設の地域偏在を解決するため
- 事業番号 3 東部リサイクルセンターの老朽化に対応し処理の効率化を図るため
- 事業番号 4 東部環境センター及び西部環境センターの老朽化に対応し、効率的な熱回収を可能とし、適正かつ効率的な高効率ごみ発電施設の整備を行うため
- 事業番号 6 クリーンセンター大崎第二工場の老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行うため

表 4 浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数（基） (H24.4)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
5	浄化槽設置整備事業	1,966	200	576	H25~H31

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、平成25年度より表5に示す計画支援事業を行う。また、各施設完成後は整備事業の一環として性能確認を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全ての事業期間)
61	さいたま市一般廃棄物処理施設整備（事業番号3、4）に係る条例環境影響評価業務	条例環境影響評価	H25～H31 (H25～H32)
62	さいたま市一般廃棄物処理施設整備（事業番号3、4）に係る施設基本計画検討・PFI導入可能性調査	基本設計、PFI導入可能性調査等	H25～H26
63	さいたま市一般廃棄物処理施設整備（事業番号3、4）に係る敷地測量業務	測量	H26
64	さいたま市一般廃棄物処理施設整備（事業番号3、4）に係る地質調査業務	地質調査	H26
65	さいたま市一般廃棄物処理施設整備（事業番号3、4）に係るPFIアドバイザー業務	PFI事業者選定	H29～H31

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

平成31年度より表6に示す長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表6 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全ての事業期間)
71	さいたま市一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（事業番号6）に係る長寿命化総合計画策定支援事業	長寿命化総合計画	H31

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 小型家電等の新たな資源品目への対応検討

さらなる資源化の推進に向け、レアメタルが含まれている小型家電などの新たな資源化品目について、国の法制度や資源化技術の動向及び経済性などの状況を踏まえ、その対応を検討する。

イ 不法投棄対策

不法投棄対策としては、夜間警備や昼間パトロール等を行い、未然防止及び早期発見に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理について

本市では、災害時の廃棄物処理対策として、「さいたま市地域防災計画」を策定し、廃棄物の仮置き場、仮設トイレ汲み取り対策等を定めている。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、災害対応の重要性が改めて認識されたが、県内では埼玉県清掃行政研究協議会において、「地震等の災害発生によってごみの適正処理が困難となった場合、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分等の協力を要請することができる」などの広域処理体制が整備されているほか、関東近県においては、九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）による「災害時相互応援に関する協定」を締結するなど、災害時の多角的な広域連携を図っている。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県・国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする

(添付書類一覧)

- 添付資料 1 : 対象地域図
- 添付資料 2 : ごみ処理目標の設定に関するグラフ等
 - 2-1 : 総排出量の推移
 - 2-2 : 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移
 - 2-3 : 処理・処分の推移
 - 2-4 : 総括（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針との比較）

- 添付資料 3 : し尿・汚泥処理目標の設定
- 添付資料 4 : 一般廃棄物の分別区分及び処理方法
- 添付資料 5 : 処理体制の現状と将来
 - 5-1 : ごみ処理体制の現状と将来
 - 5-2 : 生活排水処理体制の現状と将来

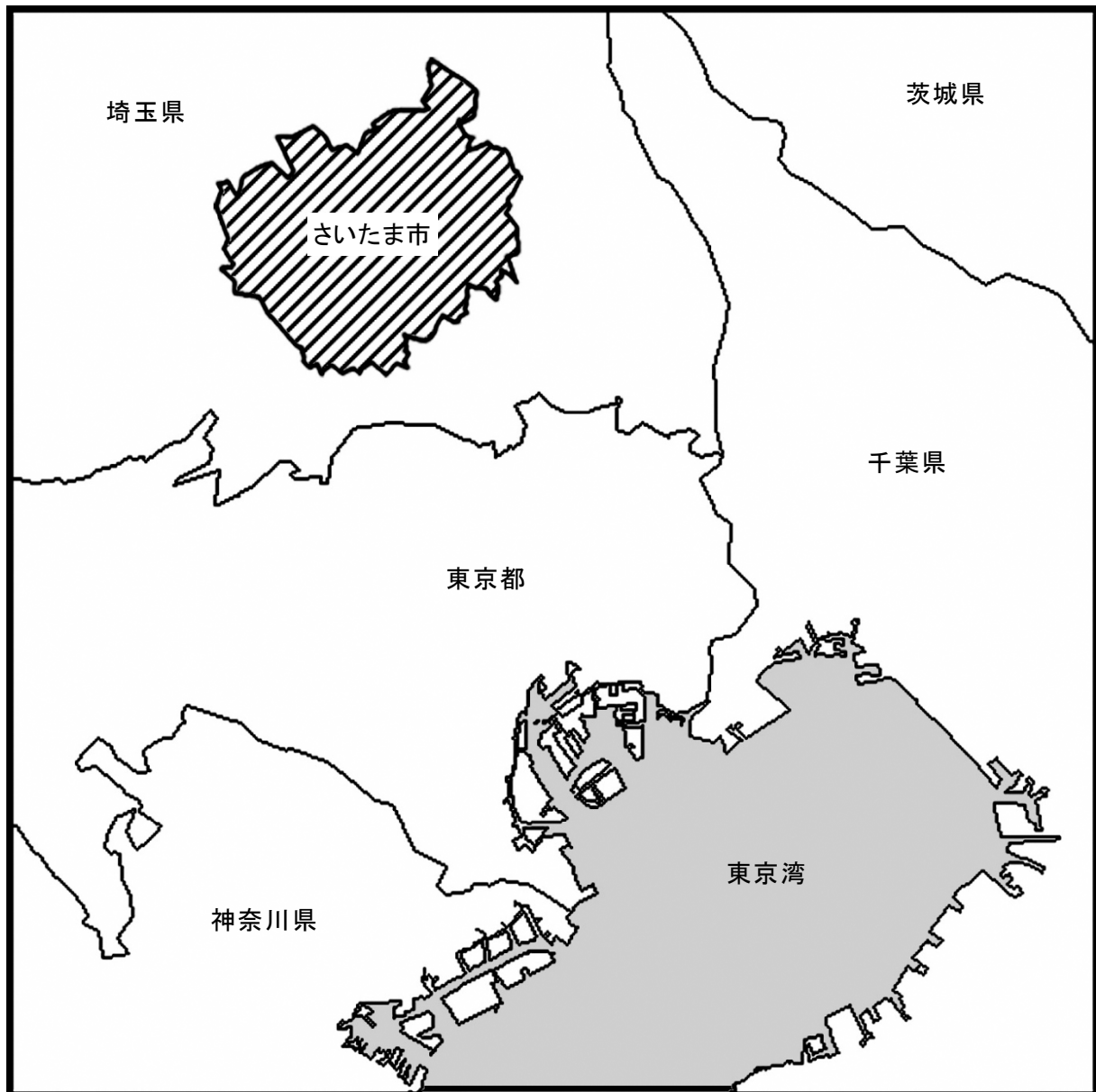
- ◎様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 添付資料 6 : 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
- 添付資料 7 : 地域内の施設の現況と予定

- ◎様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

- ◎様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

- 【参考資料様式 1】 施設概要（リサイクル施設系）
- 【参考資料様式 2】 施設概要（熱回収施設系）
- 【参考資料様式 5】 施設概要（浄化槽系）
- 【参考資料様式 6】 計画支援概要

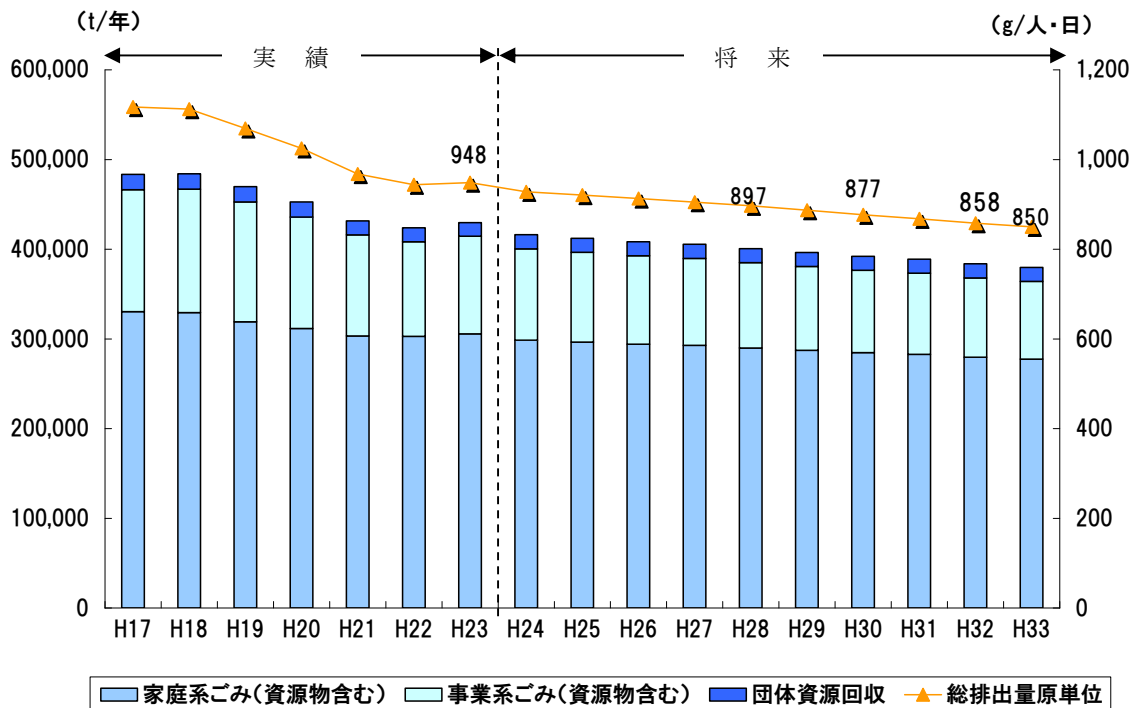
■ 添付資料 1 対象地域図



※図中の  部分が対象地域

■添付資料2 ごみ処理目標の設定に関するグラフ等

2-1 総排出量の推移

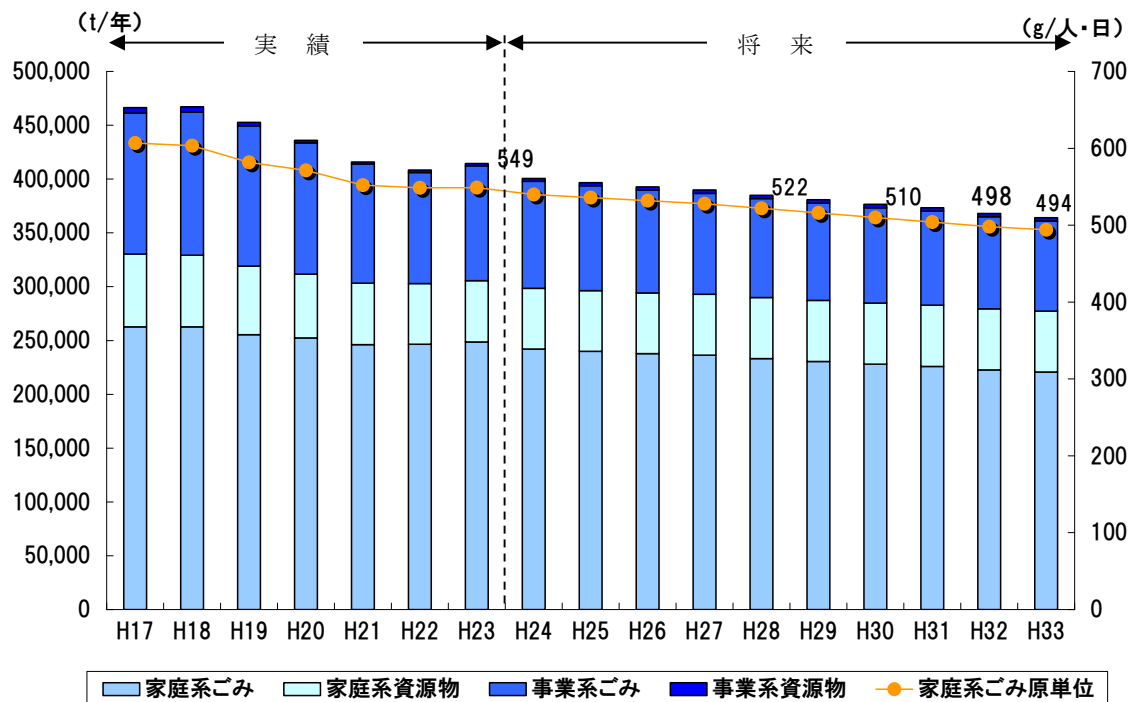


近年は、本市のごみ減量に向けた取組や、市民・事業者の努力の成果として、家庭系ごみ（資源物含む）排出量、事業系ごみ（資源物含む）排出量がそれぞれ減少傾向にある。特に、事業系ごみについては、平成17年度から23年度までに約20%減と大きく減少している。

平成32年度までに、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量により、市民1人1日あたりの総排出量を約858g/人・日まで減量することを目指していく。

なお、「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」（平成24年3月）では、市民1人1日あたりの総排出量を平成28年度までに897g/人・日以下、平成33年度までに850g/人・日以下とすることを目標としており、達成に向けて各種施策の展開を図っていく。

2-2 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移



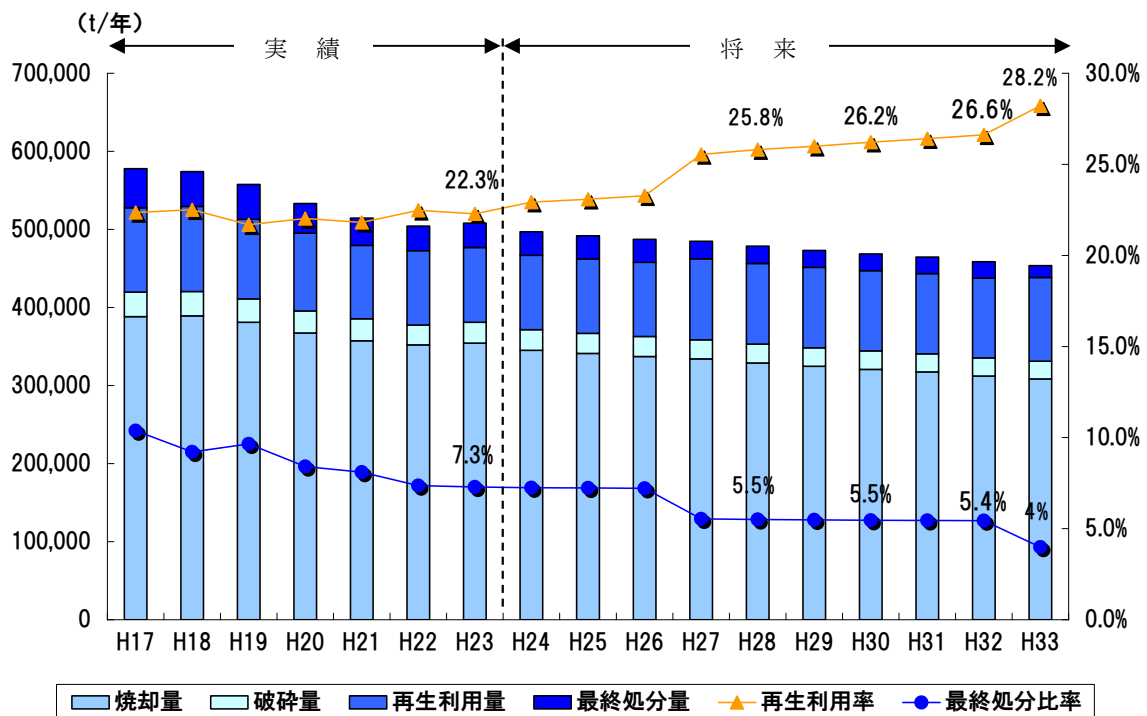
家庭系ごみ・資源物排出量は、平成 22 年度から 23 年度にかけて増加に転じたものの、全体としてはともに近年減少傾向にある。

平成 32 年度までに、市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量を約 498g/人・日まで減量することを目指していく。

また、事業系ごみ・資源物排出量も、ごみについては平成 22 年度から 23 年度にかけて増加に転じたものの、全体としてはともに減少傾向にあり、今後も引き続き減量を目指していく。

なお、「第 3 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 3 月）では、市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量を平成 28 年度までに 522g/人・日以下、平成 33 年度までに 494g/人・日以下とすることを目標としており、達成に向けて各種施策の展開を図っていく。

2-3 処理・処分の推移



再生利用については、再生利用率（再生利用量の総排出量に占める割合）が平成 23 年度実績で 22.3%であるが、平成 32 年度までに約 27%とすることを目指していく。

また、最終処分については、最終処分比率（最終処分量の総排出量に占める割合）が平成 23 年度実績で 7.3%であるが、平成 32 年度までに約 5%とすることを目指していく。

なお、「第 3 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 3 月）では最終処分比率を平成 28 年度までに 5.5%≒6%以下、平成 33 年度までに 4%以下とすることを目標としており、達成に向けて各種施策の展開を図っていく。

2-4 総括（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針との比較）

指標・単位			基準年	現 状	予 測			目標年 (基本方針)	基準年と目標年(基本方針)との比較 ※6	目標年 (本計画)	基準年と目標年(本計画)との比較 ※6
			19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		32年度	
行政区域人口※1			1,199,954	1,237,926	1,228,018	1,226,563	1,225,108	1,223,651	101.97%	1,225,296	102.11%
排 出 量	事業系 総排出量	t/年	133,482	108,809	101,965	100,193	98,424	96,924	72.61%	88,540	66.33%
	事業所数※2	事業所	40,725	43,629	43,280	43,229	43,177	43,126	105.90%	43,184	106.04%
	1事業所あたりの排出量※3	t/事業所	3.20	2.44	2.30	2.25	2.21	2.18	67.97%	1.98	61.82%
	家庭系 総排出量	t/年	319,165	305,659	298,519	296,375	294,234	292,898	91.77%	279,521	87.58%
	1人当たりの排出量※4	g/人・日	582	549	540	536	532	528	90.76%	498	85.60%
	ごみ排出量(事業系+家庭系)	t/年	452,647	414,468	400,484	396,568	392,658	389,822	86.12%	368,061	81.31%
	1人当たりの排出量※5	g/人・日	881	786	762	754	746	739	83.94%	689	78.22%
再生使用量	直接資源化量	t/年	71,656	61,955	61,244	61,251	61,352	62,040	[15.91%]	62,064	[16.86%]
	総資源化量	t/年	101,868	95,753	95,394	95,166	95,033	103,575	[26.57%]	102,174	[27.76%]
減量化量	中間処理による減量化量	t/年	322,997	302,645	290,609	287,264	283,806	279,478	[71.69%]	260,684	[70.83%]
最終処分量	埋立最終処分量	t/年	44,845	31,302	30,169	29,807	29,470	22,444	50.05%	20,856	46.51%

※1 人口：各年10月1日現在

※2 事業所数：実績・・・事業所・企業統計調査（総務省）【H18】、経済センサスー基礎調査（総務省）【H21】（いずれも民営事業所）
 予測（H22～）・・・従業者数は、人口に比例すると仮定して算出
 事業所数は、従業者数をH21実績の1事業所あたりの平均従業者数で除して算出

※3（1事業所あたりの排出量）＝{(事業系総排出量)－(事業系資源ごみ量)}／(事業所数)

※4（1人当たりの排出量）＝{(家庭系総排出量)－(家庭系資源ごみ量)}／(行政区域人口)／365

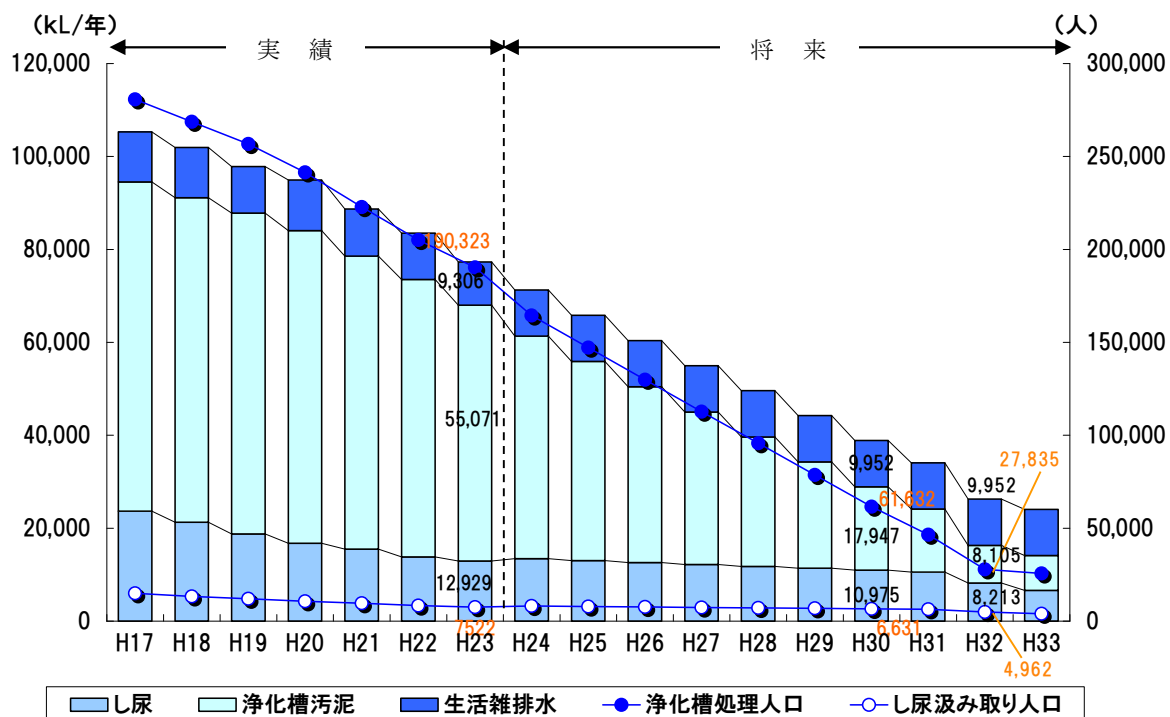
※5（1人当たりの排出量）＝{(家庭系・事業系総排出量)－(家庭系・事業系資源ごみ量)}／(行政区域人口)／365

※6 基準年と目標年との比較において、[]内はごみ排出量に対する割合

近年は、本市のごみ減量に向けた取組や、市民・事業者の努力の成果として、家庭系ごみ、事業系ごみがそれぞれ減少傾向にある。特に、事業系ごみについては、平成17年度から23年度までに約20%減と大きく減少している。

しかしながら、「めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」に向け、一層のごみ量削減を目指す必要があることから、今後も各種施策を展開していくこととする。

■ 添付資料 3 し尿・汚泥処理目標の設定



※浄化槽処理人口にはコミュニティプラント人口を含む

平成 17 年度から平成 23 年度までのし尿・汚泥処理人口は、下水道普及率の向上とともに減少傾向にあり、それとともにし尿・汚泥処理量も減少している。

よって、今後もし尿・汚泥処理人口の継続的な減少を目指す。

■添付資料4 一般廃棄物の分別区分及び処理方法

平成22年10月より岩槻区の分別項目に「食品包装プラスチック」を追加するとともに、コンテナ収集から袋収集に変更することで、10区での統一化を図ったところである。

資源収集体制については、資源化施設の整備計画にあわせ、今後もより効率的な体制を検討する。

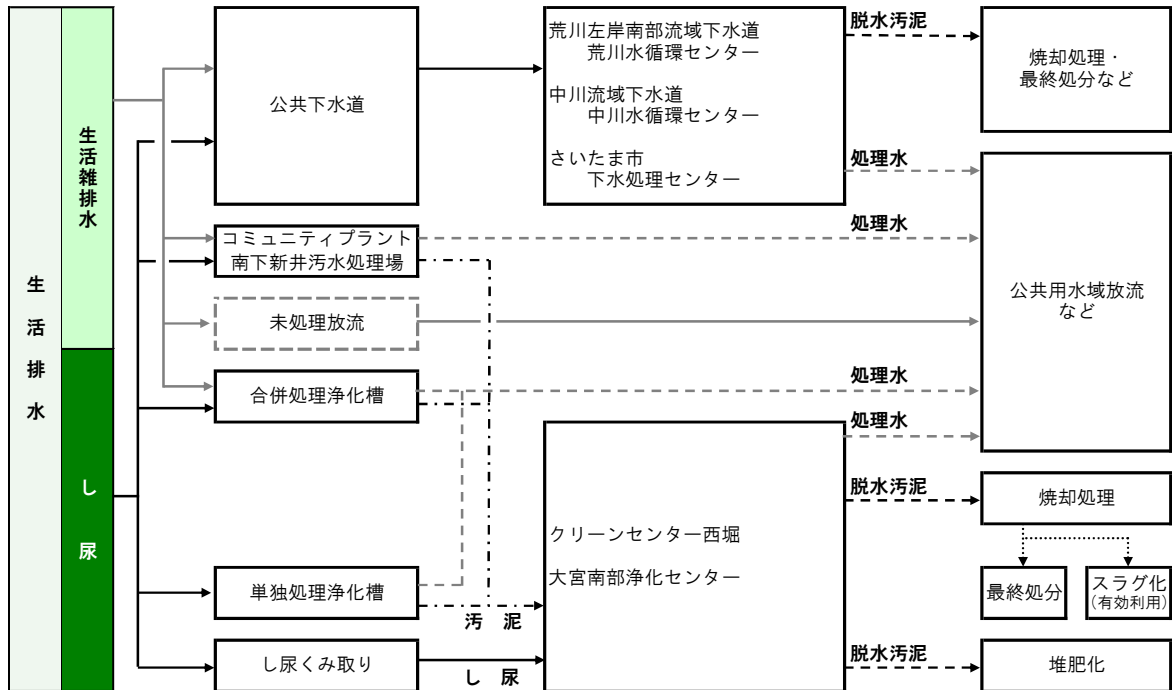
	種別	収集方法	処理・処分方法	
現 状	燃えるごみ	直営・委託で週2回収集する。	中間処理した後、埋立処分する。(一部をスラグ化し資源化)	
	燃えないごみ	委託で週1回収集する。	中間処理した後、埋立処分する。	
	資源物 1類	びん・缶	委託で週1回収集する。	民間事業者へ直接売却する。 中間処理施設で選別後資源化する。
		ペットボトル	直営・委託で週1回収集する。	
		食品包装プラスチック	直営・委託で週1回収集する。	
	資源物 2類	古紙(新聞紙、雑誌類、ダンボール、その他の紙)、繊維	委託で週1回収集する。	民間事業者にて直接資源化する。
有害危険ごみ(乾電池、体温計、蛍光管)	委託で週1回収集する。	中間処理した後、民間処理業者へ処分を委託する。		
粗大ごみ、適正処理困難物	直営・委託で申込制により戸別収集する。	中間処理した後、埋立処分する。		



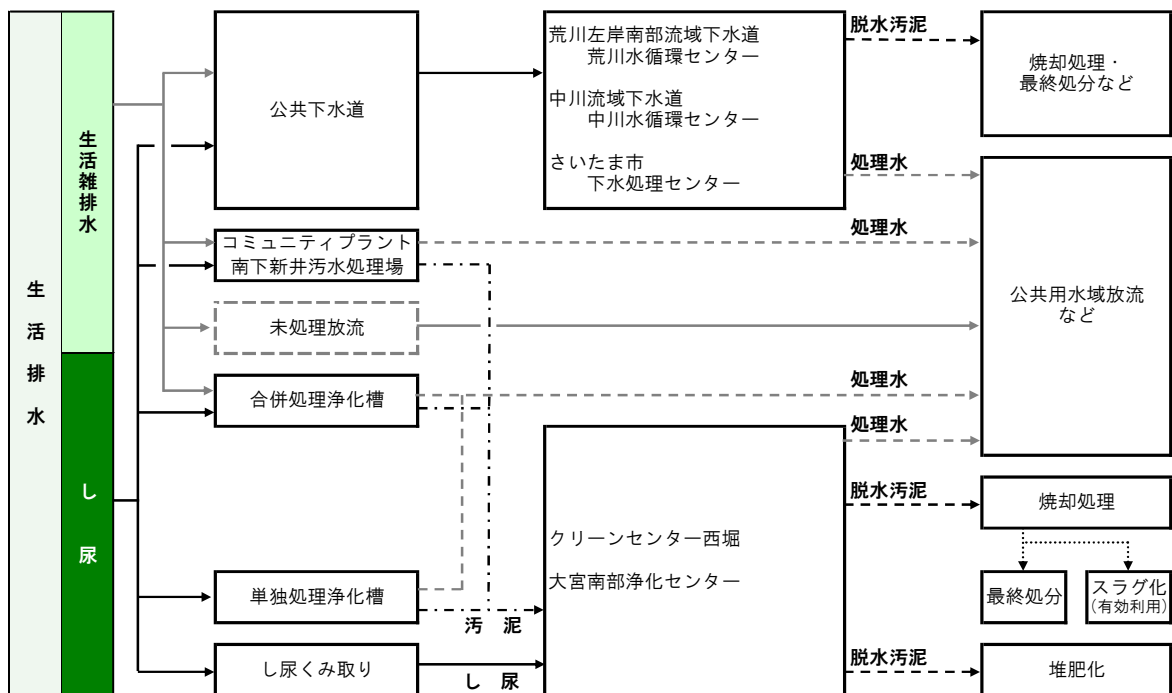
	種別	収集方法	処理・処分方法	
将 来	燃えるごみ	直営・委託で週2回収集する。	中間処理した後、埋立処分する。 (大部分を直接またはスラグ化し資源化)	
	燃えないごみ	委託で週1回収集する。	中間処理した後、埋立処分する。	
	資源物 1類	びん・缶	より効率的な体制を検討する。	民間事業者へ直接売却する。 中間処理施設で選別後資源化する。
		ペットボトル		
		食品包装プラスチック		
	資源物 2類	古紙(新聞紙、雑誌類、ダンボール、その他の紙)、繊維	民間事業者にて直接資源化する。	
有害危険ごみ(乾電池、体温計、蛍光管)	委託で週1回収集する。	中間処理した後、民間処理業者へ処分を委託する。		
粗大ごみ、適正処理困難物	直営・委託で申込制により戸別収集する。	中間処理した後、埋立処分する。		

5-2 生活排水処理体制の現状と将来

[現 状]



[将 来] 本計画の中では変更なし



◎ 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成24年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	さいたま市	(2) 地域内人口	1,237,926 人	(3) 地域面積	217.49 km ²
(4) 構成市町村等名	さいたま市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： - 設立(予定)年月日： - 設立されていない場合、今後の見通し： 組合設立の予定は無い				

2 減量化、再生利用の現状と目標

①ごみ

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成32年度	
排出量	事業系	総排出量(トン)	137,708	133,482	124,246	112,654	105,521	108,809	88,540 (H23比 -18.6%)
		1事業所当りの排出量(トン/事業所) ※資源物除く	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.4	2.0
	家庭系	総排出量(トン)	329,328	319,165	311,644	303,289	302,902	305,659	279,521 (H23比 -8.6%)
		1人当りの排出量(g/人・日) ※資源物除く	603	582	571	552	549	549	498
	合計	事業系家庭系総排出量合計(トン)	467,036	452,647	435,891	415,943	408,423	414,468	368,061 (H23比 -11.2%)
再生利用量		直接資源化量(トン)	76,488 (16.4%)	71,656 (15.8%)	67,236 (15.4%)	61,592 (14.8%)	60,953 (14.9%)	61,955 (14.9%)	62,064 (16.9%)
		総資源化量(トン)	108,959 (23.3%)	101,868 (22.5%)	99,744 (22.9%)	94,131 (22.6%)	95,315 (23.3%)	95,753 (23.1%)	102,174 (27.8%)
		熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	82,805	84,596	78,767	76,140	77,240	76,165	124,192
中間処理による減量化量		減量化量(中間処理前後の差 トン)	330,562 (70.8%)	322,997 (71.4%)	314,908 (72.2%)	302,468 (72.7%)	297,423 (72.8%)	302,645 (73.0%)	260,684 (70.8%)
最終処分量		埋立最終処分量(トン)	44,621 (9.6%)	44,845 (9.9%)	38,099 (8.7%)	34,949 (8.4%)	31,241 (7.6%)	31,302 (7.6%)	20,856 (5.7%)

※総資源化量は集団回収量を含み、排出量の合計には含まない。

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料6)

②し尿、汚泥

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成32年度		
人口動態	行政区域内人口	行政区域内人口	1,195,005	1,204,461	1,215,846	1,226,487	1,234,274	1,241,010	1,143,600	
		水洗化人口	公共下水道人口(※1)	913,010	935,661	963,657	994,019	1,020,804	1,043,165	1,110,803
			コミュニティプラント人口	964	965	950	989	980	957	980
		合併処理浄化槽人口	65,916	68,080	68,814	68,295	41,072	41,624	21,892	
		単独処理浄化槽人口	201,765	187,723	171,702	153,513	163,072	147,742	4,963	
処理内訳	し尿収集人口	し尿処理量(k l) (※2)	91,149	87,842	84,043	78,549	73,540	68,000	16,318	
		し尿(k l)	21,273	18,772	16,763	15,521	13,814	12,929	8,213	
		汚泥(k l)	69,876	69,070	67,280	63,028	59,726	55,071	8,105	

※1 公共下水道人口(農業集落人口を含む)

※2 自家処理量を含まない

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
クリーンセンター大崎 第一工場	さいたま市	全連続燃焼方式	有	300 (t/日)	昭和53年9月 昭和57年10月	平成27年3月	施設の老朽化及び効率的な余熱利用を行えないため				
		破砕処理	有	50 (t/5h)	昭和57年10月						
クリーンセンター大崎 第二工場	さいたま市	全連続燃焼方式	有	450 (t/日)	平成8年3月	平成33~35年	施設の老朽化及び基幹改良CO2削減に対応するため				
		破砕処理	有	50 (t/5h)	平成8年3月						
東部環境センター	さいたま市	全連続燃焼方式	有	300 (t/日)	昭和59年8月	平成36年	施設の老朽化のため				
		破砕処理	有	75 (t/5h)	昭和59年11月						
西部環境センター	さいたま市	全連続燃焼方式	有	300 (t/日)	平成5年4月	平成36年	施設の老朽化のため				
		破砕処理	有	75 (t/5h)	平成5年2月						
岩槻環境センター	さいたま市	全連続燃焼方式	有	130 (t/日)	昭和62年4月	平成27年3月	施設の老朽化及び効率的な余熱利用を行えないため				
東部リサイクルセンター	さいたま市		無	46.5 (t/日)	平成5年4月	平成36年	施設の統合、集約のため				
鈴谷清掃工場	さいたま市		無	手選別施設	昭和59年11月	平成27年3月	施設の老朽化、資源物の増加に対応するため				
岩槻環境センター	さいたま市		有	53 (t/日)	平成12年6月	平成27年3月	施設の統合、集約のため				
うらわフェニックス	さいたま市	準好気性埋立サンドイッチ方式	有	372,700 (m3) ※供用時	昭和63年5月						
環境広場	さいたま市	準好気性埋立サンドイッチ方式	有	208,100 (m3) ※供用時	平成8年4月						
クリーンセンター西堀	さいたま市	高負荷脱窒素+凝集沈殿処理+高度処理	有	147 (kL/日)	平成12年4月						
大宮南部浄化センター	さいたま市	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	有	179 (kL/日)	平成13年3月						
高効率ごみ発電施設	さいたま市(DBO)							全連続燃焼方式	平成27年3月	380t/日	
リサイクルセンター	さいたま市(DBO)							破砕、選別、圧縮等	平成27年3月	91t/日	
高効率ごみ発電施設	さいたま市							全連続燃焼方式	平成36年	約400t/日	
リサイクルセンター	さいたま市							破砕、選別、圧縮等	平成36年	約58t/日	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料7)

4 生活排水処理の現状と目標

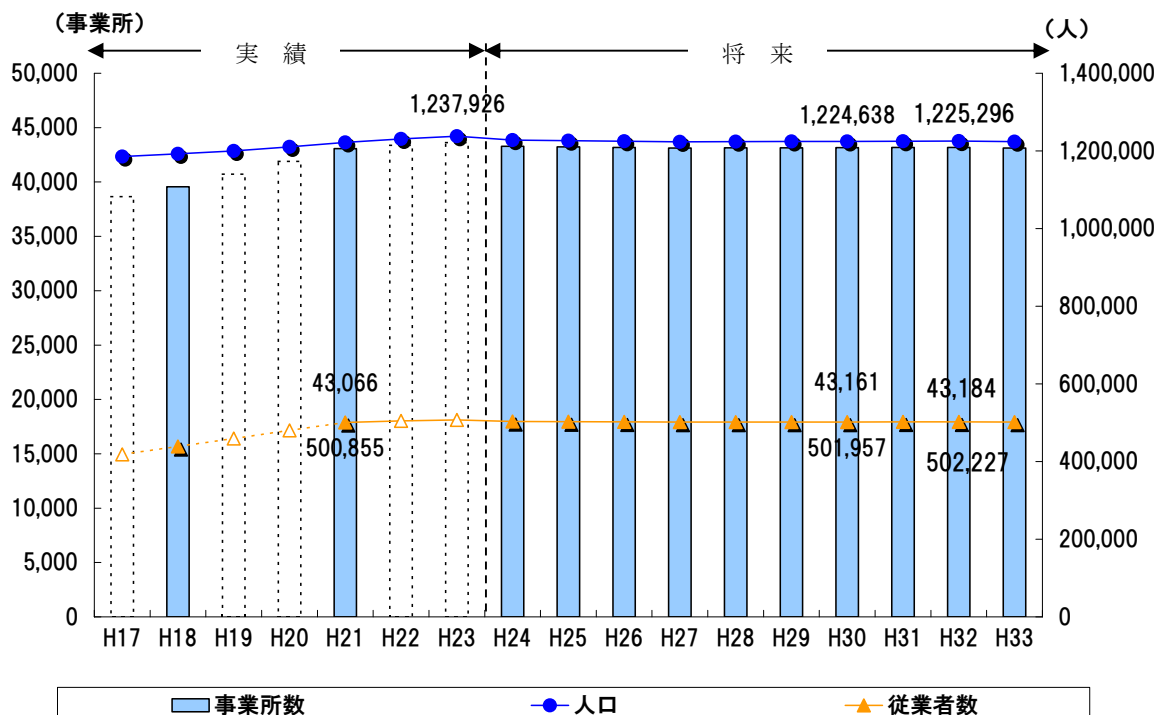
指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成32年度
総人口		1,195,005	1,204,461	1,215,846	1,226,487	1,234,274	1,241,010	1,143,600
公共下水道	汚水衛生処理人口（人）	913,010	935,661	963,657	994,019	1,020,804	1,043,165	1,110,803
	汚水処理人口普及率（%）	76	78	79	81	83	84	97
合併処理浄化槽等（※1）	汚水衛生処理人口（人）	66,880	69,045	69,764	69,284	42,052	42,581	22,872
	汚水処理人口普及率（%）	6	6	6	6	3	3	2
未処理人口	汚水衛生未処理率（%）	18	16	15	13	14	13	1

※1 コミュニティプラントを含む

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容（H24.4.1）			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	さいたま市	1,966	5,308	H13.5	200	576	H31	

■添付資料6 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



出典) ①人口

実績：総人口（＝住基人口＋外国人登録者数）（各年10月1日現在）

予測：「コンパクトなまちづくりに対応した土地利用に関する調査 報告書」平成22年3月 さいたま市

②事業所数・従業者数

実績：事業所・企業統計調査（総務省）【H18】、経済センサスー基礎調査（総務省）【H21】（いずれも民営事業所）

※経済センサスー基礎調査は、全国の事業所及び企業を対象に新しく創設された調査であり、事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではないが、他の調査結果がないため、ここでは併記した。

※点線及び白抜きは年度間按分値

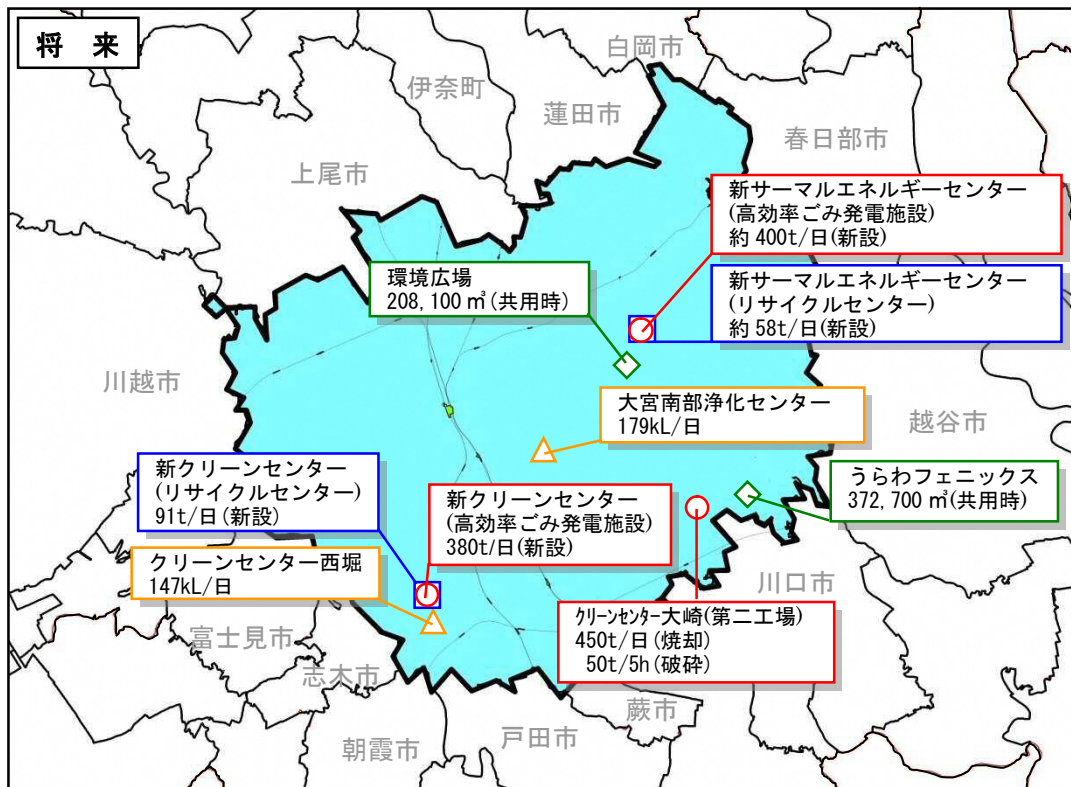
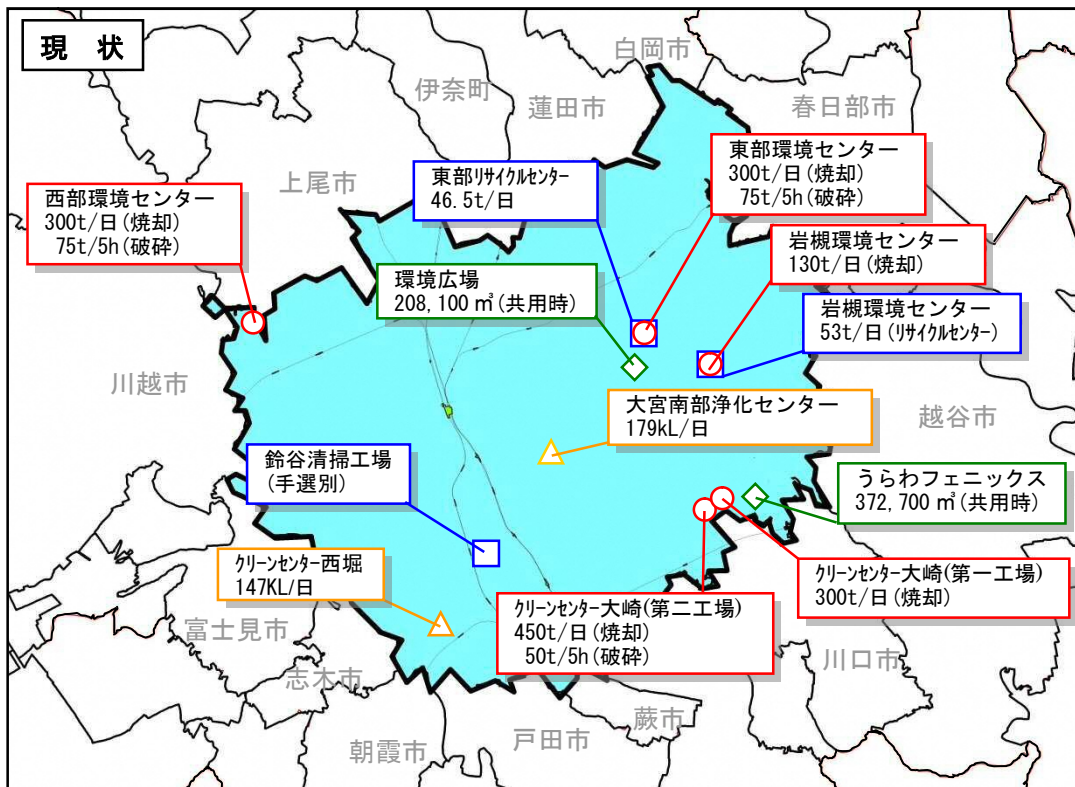
予測（H22～）：H22以降の従業者数、事業所数は参考値であり、従業者数は、人口に比例すると仮定して算出した。また、事業所数は、従業者数をH21実績の1事業所あたりの平均従業者数で除して算出した。

本市の人口は、平成23年10月現在で約124万人であり、過去6年間で約5万2千人の増加（約4%増）となっている。また、今後10年間はほぼ横ばいの推移となることが予測される。

一方、本市の事業所数は、平成21年度時点で約43,066事業所であり、平成18年度時点の39,555事業所と比較して約3千事業所の増加（約9%増）となっている。また、従業者数については、平成21年度時点で約50万人であり、平成18年度と比較して約6万人の増加（約14%増）となっている。

なお、将来の事業所数・従業者数は、将来人口と同様、今後10年間はほぼ横ばいの推移となることが予測される。

■添付資料7 地域内の施設の現況と予定



◎様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 (平成24年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間	総事業費(千円)										交付対象事業費(千円)										備考		
						単位	開始	終了	第1次計画	第2次計画							【参考】 第3次計画	第1次計画	第2次計画								【参考】 第3次計画	
										平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度			平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度			
○再生利用に関する事業						第1次: 1,042,670	1,042,670	1,259,832	3,224,796	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター施設整備事業	1					第1次: 1,042,670	1,042,670	1,259,832	3,224,796	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設工事	1	さいたま市(DBO)	91	t/d	H22	H26	第1次: 716,331	716,331	1,259,832	3,207,996	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
既存施設解体	1	さいたま市(DBO)					第1次: 127,680	127,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
適正閉鎖	1	さいたま市(DBO)					第1次: 198,659	198,659	0	16,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター施設整備事業	3						第2次: 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,946,000
建設工事	3	さいたま市	約58	t/d	H32	H36	第2次: 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,946,000
○熱回収等に関する事業						第1次: 2,972,502	2,972,502	8,268,236	12,329,981	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高効率ごみ発電施設整備事業	2						第1次: 2,972,502	2,972,502	8,268,236	12,329,981	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設工事	2	さいたま市(DBO)	380	t/d	H22	H26	第1次: 1,581,266	1,581,266	8,268,236	12,258,357	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
既存施設解体	2	さいたま市(DBO)					第1次: 371,162	371,162	2,688,998	6,427,497	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
適正閉鎖	2	さいたま市(DBO)					第1次: 1,210,104	1,210,104	5,579,238	5,830,860	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高効率ごみ発電施設整備事業	4						第2次: 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,273,600	
建設工事	4	さいたま市	約400	t/d	H32	H38	第2次: 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,273,600
既存施設解体	4	さいたま市					第2次: 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○施設整備に関する計画支援に関する事業						第1次: 166,865	166,865	12,295	63,192	29,970	0	19,224	16,092	38,528		166,865	12,295	63,192	29,970	0	19,224	16,092	38,528					
高効率ごみ発電施設整備事業に係る計画支援事業	31~40	さいたま市			H18	H22	第2次: 179,301	179,301	0	0	0	0	0	0		179,301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高効率ごみ発電施設整備事業に係る環境影響評価業務	61	さいたま市			H25	H32	第2次: 81,258	0	5,229	27,145	29,970	0	0	18,914		81,258	0	5,229	27,145	29,970	0	0	0	18,914				
高効率ごみ発電施設整備事業に係る施設基本計画検討・PFI導入可能性調査	62	さいたま市			H25	H26	第2次: 14,133	0	7,066	7,067	0	0	0	0		14,133	0	7,066	7,067	0	0	0	0	0	0			
高効率ごみ発電施設整備事業に係る敷地測量業務	63	さいたま市			H26	H26	第2次: 19,530	0	0	19,530	0	0	0	0		19,530	0	0	19,530	0	0	0	0	0	0	0		
高効率ごみ発電施設整備事業に係る地質調査業務	64	さいたま市			H26	H26	第2次: 9,450	0	0	9,450	0	0	0	0		9,450	0	0	9,450	0	0	0	0	0	0	0		
高効率ごみ発電施設整備事業に係るPFIアドバイザー業務	65	さいたま市			H29	H31	第2次: 44,886	0	0	0	0	0	19,224	16,092	9,570	44,886	0	0	0	0	0	19,224	16,092	9,570				
一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画策定支援事業	71	さいたま市			H31	H31	第2次: 10,044	0	0	0	0	0	0	10,044		10,044	0	0	0	0	0	0	0	10,044				
○浄化槽に関する事業						第1次: 113,687	113,687	25,310	12,696	12,696	12,696	12,696	12,696	12,696		113,687	25,310	12,696	12,696	12,696	12,696	12,696	12,696	12,696	12,696			
浄化槽設置整備	5	さいたま市	940	基	H22	H34	第2次: 101,486	101,486	0	0	0	0	0	0		101,486	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計						第1次: 4,295,724	4,295,724	9,565,673	15,630,666	42,666	12,696	31,920	28,788	51,224		4,295,724	9,565,673	15,630,666	42,666	12,696	31,920	28,788	51,224					
						第2次: 25,363,635										25,363,635												

注) 事業番号1及び2については、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しません。

◎様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	第2次		交付金必要の 要否	事業計画								備考	
					開始	終了		第2次計画									
								平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度			
発生抑制、再 使用の推進に 関するもの	11	有料化	一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度にお ける数値目標の達成状況によっては、計画後期に おいて、市民意見等を勘案しつつ、家庭系ごみの 有料化について再検討する。 ・事業系ごみについては、ごみ処理コストの情報提 供を行い、適正な処理手数料について検討を行 う。	さいたま市	H25	H31		実施検討									
	12	環境教育と啓発活動による意 識改革の推進	・環境教育・環境学習の推進 ・NPO・ボランティア団体等のネットワーク作り ・PR事業の推進	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	13	ごみの発生を抑制する活動の 推進	・家庭での発生・排出抑制 ・事業所での発生・排出抑制 ・庁舎等市の施設での発生抑制	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	14	再利用及び再生品利用の推 進	・再利用の促進 ・再生品利用の推進	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	15	市民が進めるリサイクル	・市民による自主的な資源回収を促進 ・リサイクル関連情報を提供	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	16	事業者が進めるリサイクル	・排出者責任に基づく資源回収等の促進 ・事業系資源物のリサイクルシステムの推進	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	17	行政が進めるリサイクル	・市による資源回収事業の推進 ・市施設等での資源回収等の推進 ・小型家電等の新たな資源品目への対応検討	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	18	助成制度の推進	・団体資源回収補助事業 ・生ごみ処理容器補助事業	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	19	2R対策 (リデュース・リユース)	・九都県市共同による減量化・再資源化促進事業 や啓発活動の実施	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	20	生活排水対策	・家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のた め、啓発活動等に努める。	さいたま市	H25	H31		継続実施									
処理体制の構 築、変更に関 するもの	22	効率的な資源回収の推進	・資源収集体制について検討を行う。	さいたま市	H25	H31		資源収集体制検討									
処理施設の整 備に関するもの	1	さいたま市リサイクルセンター 施設整備	・銚谷清掃工場の老朽化及び資源物の増加に伴 う処理能力の不足を補うための施設整備	さいたま市 (DBO)	H25	H26	○	建設工事									
	2	さいたま市高効率ごみ発電施 設整備	・クリーンセンターと野の代替、クリーンセンター 大崎第一工場及び岩槻環境センターの老朽化に 対応し、効率的な熱回収を可能とし、焼却施設の 地域偏在を解決するための施設整備	さいたま市 (DBO)	H25	H26	○	建設工事									
	3	さいたま市リサイクルセンター 施設整備	・東部リサイクルセンターの老朽化に対応し処理 の効率化を図るための施設整備	さいたま市	3次 (H32)	3次 (H36)	○										第3次 計画 (予定)
	4	さいたま市高効率ごみ発電施 設整備	・東部環境センター及び西部環境センターの老朽 化に対応し、効率的な熱回収を可能とするための 施設整備	さいたま市	3次 (H32)	3次 (H38)	○										第3次 計画 (予定)
	5	浄化槽設置整備	・生活排水による公共水域の汚濁を軽減するた め、浄化槽整備区域における個人設置型の合併 処理浄化槽の設置を進める	さいたま市	H25	H31	○	事業実施									
	6	さいたま市一般廃棄物処理施 設の基幹的設備改良事業	・クリーンセンター大崎第二工場の老朽化に対応 し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良 し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二 酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の 整備を行う	さいたま市	3次 (H33)	3次 (H35)	○										第3次 計画 (予定)
施設整備に係 る計画支援に 関するもの	61	3、4の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設整備(事業番号 3・4)に係る条例環境影響評価	さいたま市	H25	3次 (H32)	○	環境影響評価業務									
	62	3、4の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設整備(事業番号 3・4)に係る施設基本計画検討、PFI導入可能性 調査	さいたま市	H25	H26	○	施設基本計画検討・PFI導入可能性調査									
	63	3、4の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設整備(事業番号 3・4)に係る敷地測量	さいたま市	H26	H26	○	測量									
	64	3、4の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設整備(事業番号 3・4)に係る地質調査	さいたま市	H26	H26	○	地質調査									
	65	3、4の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設整備(事業番号 3・4)に係るPFIアドバイザー業務	さいたま市	H29	H31	○										PFIアドバイザー業務
	71	6の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設の基幹的設備改 良事業(事業番号6)に係る長寿命化総合計画策 定支援事業	さいたま市	H31	H31	○										長寿命化 総合計画
その他	41	廃家電のリサイクルに関する 普及啓発	・特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回 収、再商品化がなされるよう、普及啓発を行う	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	42	不法投棄対策	・ごみ散乱防止対策の推進 ・ごみ排出ルールの確立 ・不法投棄の防止	さいたま市	H25	H31		継続実施									
	43	災害時の廃棄物処理に関する 事項	・日常の対応ではごみ処理ができない場合も想定 して、他の市町村との連携や市民への協力を要請等 も含め、実効性のある対応が図れるよう、適正な 施設規模等について検討する。	さいたま市	H25	H31		継続実施									

【参考資料様式1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市 (DBO)
(2) 施設名称	さいたま市新クリーンセンター リサイクルセンター
(3) 工期	第1次計画 : 平成22年度 ~ 平成24年度 第2次計画 : 平成25年度 ~ 平成26年度
(4) 施設規模	処理能力 91 t/日
(5) 処理方式	破碎、選別、圧縮等
(6) 地域計画内の役割	鈴谷清掃工場の老朽化及び資源物の増加に伴う処理能力の不足を解消し、資源化の中心拠点としての役割を果たす。
(7) 廃焼却処理施設 解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

(8) 生成する原材料及び その利用計画	
-------------------------	--

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

(10) スtock対象物	
---------------	--

(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
---------------------------	--

(12) 事業計画額	第1次計画 : 1,042,670 千円 第2次計画 : 4,484,630 千円
------------	--

【参考資料様式1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市 新サーマルエネルギーセンター リサイクルセンター
(3) 工期	第3次計画（予定）：平成32年度～平成36年度
(4) 施設規模	処理能力 約58t/日
(5) 処理方式	破碎、選別、圧縮等
(6) 地域計画内の役割	東部リサイクルセンターの老朽化に対応し、資源化の拠点としての役割を果たす。
(7) 廃焼却処理施設 解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(8) 生成する原材料及び その利用計画	
(9) 固形燃料の利用計画	
(10) ストック対象物	
(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
(12) 事業計画額	第3次計画（予定）：6,946,000千円

【参考資料様式2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市 (DBO)
(2) 施設名称	さいたま市 新クリーンセンター 高効率ごみ発電施設
(3) 工期	第1次計画 : 平成22年度 ~ 平成24年度 第2次計画 : 平成25年度 ~ 平成26年度
(4) 施設規模	処理能力 380t/日
(5) 形式及び処理方式	形式: シャフト炉熔融方式 処理方式: 全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 18.5 ^{※1} %以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	クリーンセンター与野(平成14年3月廃止)の代替、クリーンセンター大崎第一工場及び岩槻環境センターの老朽化に対応し、効率的な熱回収を可能とすることで、地域の熱回収拠点としての役割を果たすと同時に、焼却施設の地域偏在を解決し、より効率的なごみ処理システムを構築する役割を果たす。
(8) 焼却処理施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>

(9) スラグの利用計画	対象施設の維持管理・運業者により、アスファルト合材、土木資材としての全量有効利用を目指す。
--------------	---

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	第1次計画 : 2,972,502 千円 第2次計画 : 20,598,218 千円
------------	---

※1: タービン定格における発電効率

【参考資料様式2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市 新サーマルエネルギーセンター 高効率ごみ発電施設
(3) 工期	第3次計画（予定）：平成32年度～平成38年度
(4) 施設規模	処理能力 約400t/日
(5) 形式及び処理方式	形式：未定 処理方式：全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （発電効率 18.5 ^{※1} %以上） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （熱回収率 ） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	東部環境センター及び西部環境センターの老朽化対応として、効率的な熱回収を可能とし、地域の熱回収拠点としての役割を果たすと同時に、適正かつ効率的なごみ処理システムを構築する役割を果たす。
(8) 廃焼却処理施設 解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無
(9) スラッグの利用計画	未定
(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	第3次計画（予定）：33,596,406千円

※1：タービン定格における発電効率（詳細については今後検討）

【参考資料様式2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市 クリーンセンター大崎 第二工場
(3) 工期	第3次計画（予定）：平成33年度～平成35年度
(4) 施設規模	処理能力 450t/日
(5) 形式及び処理方式	形式：ストーカ式 処理方式：全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 %以上） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 %以上） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	クリーンセンター大崎第二工場の老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行う
(8) 廃焼却処理施設 解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>
(9) スラッグの利用計画	
(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	第3次計画（予定）：未定

【参考資料様式5】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	生活排水による公共水域の汚濁を軽減するため、都道府県構想による浄化槽整備区域における個人設置型の合併処理浄化槽の設置を進める
(4) 事業期間	第1次計画 : 平成22年度～平成24年度 第2次計画 : 平成25年度～平成31年度 第3次計画（予定） : 平成32年度～平成38年度
(5) 事業対象地域の要件	ア 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域のうち、以下の区域 （エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 第1次計画 : 152,870 千円 第2次計画 : 101,486 千円 第3次計画（予定） : 88,872 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	57基 (156人分)	57基	24,054千円	36,024千円	24,054千円
6～7人槽	103基 (282人分)	103基	51,912千円	73,542千円	51,912千円
8～10人槽	40基 (138人分)	40基	25,520千円	33,920千円	25,520千円
合計	200基 (576人分)	200基	101,486千円	143,486千円	101,486千円

計画支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市					
(2) 事業目的	さいたま市 リサイクルセンター施設及び高効率ごみ発電施設の整備 及び 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良整備 のため					
(3) 事業名称	さいたま市 一般廃棄物処理施設整備 (事業番号3、4)に係る 条例環境影響評価業務	さいたま市 一般廃棄物処理施設整備 (事業番号3、4)に係る 施設基本計画検討・ PFI導入可能性調査	さいたま市 一般廃棄物処理施設整備 (事業番号3、4)に係る 敷地測量業務	さいたま市 一般廃棄物処理施設整備 (事業番号3、4)に係る 地質調査業務	さいたま市 一般廃棄物処理施設整備 (事業番号3、4)に係る PFIアドバイザー業務	さいたま市 一般廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業 (事業番号6)に係る 長寿命化総合計画策定 支援事業
(4) 事業期間	平成25～31年度	平成25～26年度	平成26年度	平成26年度	平成29～31年度	平成31年度
(5) 事業概要	条例環境影響評価	基本計画、PFI導入可能性 調査等	測量	地質調査	PFI事業者選定	長寿命化総合計画
(6) 事業計画額	81,258千円	14,133千円	19,530千円	9,450千円	44,886千円	10,044千円